

改正

昭和57年3月25日条例第6号

昭和59年3月22日条例第8号

昭和60年3月25日条例第5号

平成3年6月18日条例第19号

平成4年3月21日条例第11号

平成11年6月21日条例第17号

平成16年7月26日条例第17号

平成17年9月30日条例第31号

平成24年3月19日条例第4号

令和元年12月20日条例第13号

鹿沼市体育館条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、スポーツの普及振興を図り、併せて市民の健康と体力の増進に資することを目的として、体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市体育館

位置 鹿沼市さつき町15番地

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げる体育館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 体育館の利用の許可に関すること。
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(利用の許可)

第4条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可をする場合においては、条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 指定管理者は、体育館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は体育館の利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。

(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認めるとき。

(4) その他体育館の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(4) 利用目的以外に利用したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(原状回復)

第7条 利用者は、体育館の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第8条 利用者は、体育館を利用するときは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により体育館を利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日の前日から起算して前3日に当たる日が終わるまでに利用申請の取下げを申し出たとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、体育館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第6号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の鹿沼市体育館条例第9条の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(昭和57年教委規則第8号で昭和57年7月1日から施行)

附 則 (昭和59年3月22日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた利用の許可に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月25日条例第5号)

(施行期日)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月18日条例第19号）

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月21日条例第11号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月21日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（鹿沼市公民館条例の一部改正）

- 2 鹿沼市公民館条例（昭和40年鹿沼市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（鹿沼市視聴覚ライブラリー条例の一部改正）

- 3 鹿沼市視聴覚ライブラリー条例（昭和53年鹿沼市条例第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（鹿沼市野外活動研修施設条例の一部改正）

- 4 鹿沼市野外活動研修施設条例（昭和63年鹿沼市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（鹿沼市青年会館条例の一部改正）

- 5 鹿沼市青年会館条例（昭和56年鹿沼市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正）

- 6 鹿沼市立小中学校施設の開放に関する条例（昭和58年鹿沼市条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年7月26日条例第17号）

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市体育館条例第3条の規定により許可を受けている者

は、改正後の鹿沼市体育館条例第4条の規定により許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年3月19日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第13号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

体育館使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	照明施設を使用するとき は、1時間（1時間未満の 端数があるときは、1時間 とする。）につき
鹿沼市体育館	円 1,000	円 1,200	円 1,000	円 3,200	円 500